

外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
誘導灯一般	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 多数の者の目に触れやすく、容易に見とおし、かつ、識別できる位置に設けてあること。 b 周囲にこれと紛らわしい灯火、広告、掲示板等が設けられていないこと。 c 雨水等がかかる恐れのある場所に設ける物にあっては防水構造のものであること。 	
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 消防庁長官が定める基準に適合すること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錆等がないこと。 	
避難口誘導灯	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合は、当該附室の出入口）、直通階段の出入口（附室が設けられている場合は、当該附室の出入口）等の避難口の上部、又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。 b aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設けられていること。 c aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるものがある場所に設けられていること。 d 避難及び通行の障害にならない場所に設けられていること。 e 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 	
	外形寸法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級、B級B型又は点滅機能付のB級のものが設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 令別表第一(9)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 (b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の階、又は(9)項に掲げる防火対象物の階のうち、令別表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m²以上のもの b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。 	
	表示面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。 c 表面に、器具内配線等の影がないこと。 	
通路誘導灯	通路又は廊下に設けるもの	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 廊下又は通路の曲がり角及び避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内に設けられていること。 b 廊下又は通路の各部分を通路誘導等の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けられていること。 c 避難又は通行の障害にならない場所に設けられていること。 d 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 e 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。 	
	外形寸法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級又はB級B型のものが設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 令別表第一(9)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 (b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の階、又は(9)項に掲げる防火対象物の階のうち、令別表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m²以上のもの b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。 	
	表示面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。 c 表面に、器具内配線等の影がないこと。 	
	階段又は傾斜路に設けるもの	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 階段等の天井の室内に面する部分又は壁体等に設けられていること。 b 通行の障害にならない位置に設けられていること。 c 階段、傾斜路の踏み面又は表面及び踊り場等の中心線の照度が1ルクス以上になるように設けてあること。 	
客席誘導灯	客席誘導灯	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 劇場等の客席部分に設けられていること。 b 客席通路部分の照度が適正であること。 	
	電源	常用電源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 専用回路となっているとともに、開閉器には誘導灯用のものである旨の表示がされていること。 b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 c 電源の容量は、適正であること。
	非常電源	種別	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池設備で、内蔵型又は別置型のものであること。
誘導標識	避難口に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 開閉器には誘導灯用のものである旨の表示がされていること。 b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 c 蓄電池本体に、変形、損傷等がないこと。 d 電源の容量は、誘導灯の種別、設置場所等に応じた適正なものであること。
		外形寸法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 表示面は所定の大きさであること。
		表示面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。
	通路等に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下であること。 b 曲がり角に設けられていること。 c 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 d 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられないこと。
		外形寸法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 表示面は所定の大きさであること。
	表示面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。 	



試験項目		試験方法	合否の判定基準	
電源の自動切替試験		器具のスイッチにより常用電源を遮断する。	非常点灯に切り替わること。	
切替作業	誘導灯(消灯方式)	消灯機能 誘導灯用信号装置によって、次の動作を行う。 ① 手動スイッチによって、消灯信号を送る。 ② 照明器具及び施錠連動点滅器や光電管点滅器との連動により消灯を行う。 ③ 消灯の状態で、一括スイッチを投入する。 ④ 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 注: この試験の点検終了後信号装置は必ず復帰スイッチによってリセットしておくこと。	a 消灯すること。 b 連動が確実で消灯すること。 c 一斉点灯すること。 d 信号装置が連動し、消灯から正常点灯に切り替わること。	
動作試験	誘導灯(点滅形)	点滅機能 外付け形点滅装置を用いる点滅形誘導灯組合せ形点滅装置を用いる点滅形誘導灯	① 信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅動作をさせる。 ② 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ点滅動作をさせる。 ③ 点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。 注: この試験の点検終了後、信号装置は必ず復帰スイッチによってリセットしておくこと。	a 確実に点滅動作を開始すること。 b 確実に切り替わること。
	誘導灯(内照点滅形)	点滅機能	① 点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅点灯をさせる。 ② 常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯をさせる。 ③ 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ、点滅点灯をさせる。 注: この試験の点検終了後、信号装置は必ず復帰スイッチによってリセットしておくこと。	a 確実に点滅動作を開始すること。 b 確実に切り替わること。
	誘導灯(誘導音装置付点滅型)	誘導音機能	① 信号装置の点検スイッチによる音・点滅信号によって、誘導音と点滅動作をさせる。 ② 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 ③ 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。 注: この試験の点検終了後、信号装置は必ず復帰スイッチによってリセットしておくこと。	a 確実に誘導音及び点滅の動作を開始すること。 b 信号装置が連動し、誘導音の動作を開始すること。 c 確実に切り替わること。
運動停止試験	誘導灯(誘導音装置付点滅型)	自動火災報知設備との連動停止	作動試験によって誘導音が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、誘導音及び点滅を停止させる。	誘導音及び点滅が停止すること。
		放送設備との連動停止	非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあっては、誘導音を動作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみを連動停止させる。	誘導音が停止すること。

